

広島県告示第二百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年三月二十三日

広島県知事 藤田 雄山

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ベア・ウス	福山市神辺町新湯野七三番地の一四	有限会社ベア・ウス	福山市神辺町新湯野七三番地の一四	介護予防訪問介護	平成二〇年 一月三十一日
藤井 淳	福山市奈良津町三丁目一番五号	藤井整形形成外科医院	福山市奈良津町三丁目一番五号	介護予防短期入所療養介護	平成二〇年 一月三十一日
城谷 良郎	広島市安佐南区相田二丁目六一四	城谷内科医院	広島市安佐南区相田二丁目六一四	介護予防通所リハビリテーション	平成二二年 一月一日
株式会社フジシン	広島市中区舟入中町九番一六号	ケアサポートフジシン	広島市中区舟入中町二一階一大本ビル一階	介護予防福祉用具貸与	平成二二年 一月三十一日
株式会社フジシン	広島市中区舟入中町九番一六号	ケアサポートフジシン	広島市中区舟入中町二一階一大本ビル一階	特定介護予防福祉用具販売	平成二二年 一月三十一日
有限会社一	広島市安佐北区安佐町あさひが丘三丁目一番一〇一	さくらデイサービス広島北	山県郡安芸太田町穴三三番地の六	介護予防通所介護	平成二二年 一月三十一日
有限会社楽園	広島市中区広瀬北町二番二八―一〇一三	デイサービスセンター楽園熊野	安芸郡熊野町萩原二九九八―一三五	介護予防通所介護	平成二二年 二月一日
株式会社スズキ自販広島	広島市西区三篠北町一八番七号	株式会社スズキ自販広島	広島市西区三篠北町一八番七号	介護予防福祉用具貸与	平成二二年 二月二十八日
有限会社アズユーライフ	福山市駅家町大字法成寺二七三〇番地	デイサービスセンターあすなろ	福山市駅家町大字法成寺二七三〇番地	介護予防通所介護	平成二二年 一月三十一日